

令和8年度 生徒の手引き

生徒指導に関する事項【抜粋】



鹿児島県立野田女子高等学校

〒899-0502 鹿児島県出水市野田町下名 5454 番地

Tel 0996-84-2074 Fax 0996-84-2161

目 次

各種指導

- 1 学校生活について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5~p.6
- 2 制服・頭髪等について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7~p.9
- 3 携帯電話について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.10~p.11
- 4 アルバイトについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12~p.14
- 5 交通について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.15~p.19
- 6 各種届・許可願について・・・・・・・・・・・・・・ p.19

各種指導

◇◇◇◇◇◇◇「核となる基準」を身に付けよう◇◇◇◇◇◇◇

学校や社会で生活するうえで、高校生として身につけてほしい「基準」があります。その「基準」をしっかり理解しておけば、自分の身なりや自分のとっている行動がその「基準」からどれくらいプラスで良いことなのか、あるいはマイナスでいけないことなのか分かります。この「基準」が「ルール」なのです。このような考えから、学校ではルール違反している場合、その都度注意や指導をしていきます。しかし、生徒の皆さんは「注意をされるから」ルールを守るのではなく、「自分自身を人として成長させるため」に守ってほしいのです。ルールを守ることとは、自分との戦いです。「他の人もやっているから…」「校外だったら誰も見ていないから…」といったような、一つ一つ自分の心との戦いに勝っていくことで自分自身が大きく成長できるのです。そして、あなたたちが社会に出て、どのような振る舞いや行い、どのような装いをすればよいのかに迷ったとき、高校生の時に身に付けた「基準」は、あなたたちの「指針」となるはずです。高校で身に付けた「基準」はどこでも通用する「核」となるものです。その「核」を基に、自分の置かれた立場を自分自身で考え、身なりや行いを決定すればよいのです。

職場では、いちいち「ルールを守りなさい」とは言われません。「守らないなら守らない人、守っているなら守れる人」と認識され、給料や業務の与えられ方に反映されるだけです。社会は自由と共に責任が伴うものです。個性にはモラルが問われます。だからこそ今から練習が必要です。高校という社会でまずは「核となる基準」を身に付けてください。



◇◇◇◇◇◇◇ルールとマナー・エチケット◇◇◇◇◇◇◇

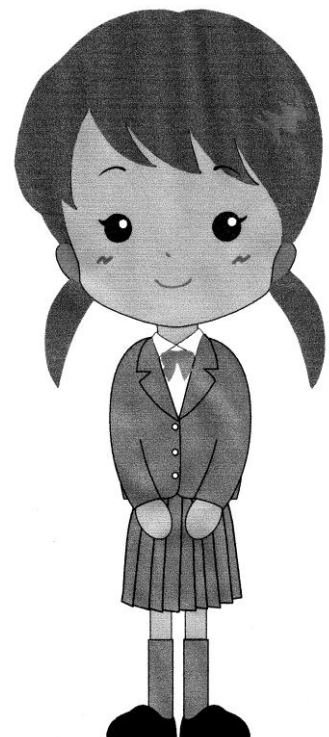
◇ルール・・・ その組織や集団に属する人が必ず守らなければならない規律。文章にしてはっきりと示されている規則であり、罰則などの強制力を伴うことがある。

◇マナー・・・ 他人との関係を良好に保ち、不快感を与えないようにするための行動。公共の場での望ましい振る舞い。

◇エチケット・・・ 周りの人に好感を与えるための気配り。清潔な身だしなみや言葉遣い、行いや振る舞い。

学校生活について

高校は多くのことを学び、大きく成長する大切な場です。この大切な場での一日のスタートをきちんと切るためにも、ゆとりを持った登校や気持ちのよい「挨拶」を心掛けましょう。日々時間厳守に努めることで、基本的な生活習慣が身に付きます。「挨拶」は人間関係を円満に築くための基本です。そして「挨拶」ひとつにその人の人柄や人間性、普段の生活態度が表れます。きちんとした誠実な人は誠実な挨拶の仕方をしますし、すべてにルーズな人は挨拶もそれなりになります。



1 登下校について

- (1) 交通道德を守り、他人に迷惑、不快感を与えないように注意する。
- (2) 登下校中にみだりに飲食店等に立ち寄らないようにする。
- (3) 登下校の自転車、単車通学規定は別に定める。

2 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。必要のある時は、学級担任から許可証をもらって外出する。
- (2) 終礼後は学校に不必要に居残らない。
- (3) 欠席、欠課、遅刻、早退等については定められた手続きをとる。
- (4) 授業の終始には一同起立して礼を交わす。
- (5) お互いに気持ちよいあいさつをしっかりとる。
- (6) 始業合図後、5分を過ぎても先生が来室されない場合は、教科係は職員室に連絡してその指示を受ける。
- (7) 考査について
 - ア 筆記用具以外は定められた場所におき、考査時間中、物品の貸借をしない。
 - イ 不正行為をしてはならない。違反した者は別に定めるところに従って指導される。
- (8) 校舎、校具等の使用にあたっては、破損等のないよう注意して、後始末を確実に行う。破損した時はただちに学級担任または、係の先生に申し出てその指示に従う。
- (9) 休日、休業日に校舎・校庭等を使用するときは、事務室に届け出る。
- (10) 金銭の貸借、物品等の無断借用等の行為をしない。また、学用品以外の不要なものを校内に持ち込まない。
- (11) 貴重品（金銭等）は必ず担任に預ける。
- (12) 校舎内外にポスター、ビラ等を掲示する時は、生徒会係の許可を受ける。

3 校外生活について

- (1) 暴力・飲酒・喫煙・その他高校生としての品位をそこなうような行為をしない。
- (2) 不健全な場所への出入りを禁止する。日没後の催し物については、保護者同伴とする。
- (3) 生徒相互間の外泊はしない。外泊の必要のある時は、あらかじめ保護者連署で担任に願い出て、外泊許可証の交付を受ける。
- (4) 校外の諸団体の行事、催し物に参加する時、旅行・キャンプ・アルバイト等をする時は、所定の手続きを取り許可を受ける。
- (5) 交際はお互いに高めてゆくことを心がける。
- (6) 校則違反（交通違反、深夜徘徊など）で補導された時は、直ちに担任へ届け出る。

制服・頭髪等について

高校時代はおしゃれをしたいと思うでしょうが、学校は学びの場です。化粧、装飾品、染髪などは制服には似合いません。まずは制服に見合った格好をし、制服をきちんと着こなすことが、誰から見ても高校生として美しく見せるポイントです。独りよがりなおしゃれはやめて、野田女子高校生としての自覚を持った身だしなみを心掛けましょう。



1 制服について

- (1) 冬服（全て学校指定）
色はグレーでスリーピース（3つボタンジャケット・スカートまたはスラックス・ベスト・白のカッターシャツ・ブルーグレーのリボンまたはネクタイ）とする。
- (2) 中間服（全て学校指定）
冬服の3つボタンジャケットを除くもの。
- (3) 夏服（全て学校指定）
白ブラウス（半袖または長袖）・紺のストライプリボンに濃紺色のスカート、または白とグレーのストライプシャツ・濃紺色のスラックスとする。
- (4) スラックス着用の場合は、黒または紺色のベルトを着用する。
- (5) ソックスはスカート着用の場合は黒色（無地、ワンポイント等なし）で、長さはくるぶしより上、膝下とする。スラックス着用の場合は、黒または紺色で無地のものとする。長さは、着席時に肌が見えない程度のものとする。
- (6) スカート丈は膝中心線を基準とする。スカート丈を短くカットしたものについては、再購入する。また、身長が伸びたなどの理由でスカート丈が膝上5センチよりも短くなった場合は、補正をするか再購入する。
- (7) 通学靴は黒色のローファーとする（コインローファー型、厚底でないもの、ヒールの高さが2センチ程度のもの）。
- (8) 通学かばんは学校指定のものとする。
- (9) 補助バッグは、口の閉まるタイプで華美でない、黒・紺・茶等の無地が好ましい。
- (10) 防寒用のセーターは学校指定のものを着用する。防寒着（コート等）は、黒または紺色の華美でないものとする。着用期間は11月下旬より3月下旬までとする。コートは脱靴場で着脱すること。
- (11) 寒冷時は、肌色または黒色のストッキング(タイツ)を許可する。
- (12) マフラー・手袋は華美でないものとし、寒冷時のみ許可する。必ず脱靴場で着脱すること。

2 更衣期間

原則として下記の通りとするが、各自の体調に合わせて更衣をしてもよい。ただし、式典時は制服をそろえることとする。

- 冬 服 10月下旬より4月30日まで
- 中間服 4月下旬より5月31日まで・9月下旬より10月下旬まで
- 夏 服 5月下旬より9月下旬まで

3 髪型・眉について

- (1) 髪の色は黒とし、髪型は直髪とする。髪の長さは、直立して襟が隠れるところまできたら結ぶ。もしくはカットする。
- (2) 前髪は、眉の上付近で整髪する。それ以上長くなる場合はピンでとめる。
- (3) 横髪は垂らさない。耳にかけてピンでとめる。
- (4) パーマ（ストレートパーマも含む）・アイロン・染脱色・エクステンションなどの特殊な髪型・眉は禁止する。
- (5) 髪飾り（シュシュ・クリップ等）は禁止する。ゴムの色は黒・紺・茶とし、ヘアピンは黒とする。
- (6) 眉は極端に剃ったり抜いたりしないこと。原則書き足しは禁止する。染脱色等しない。

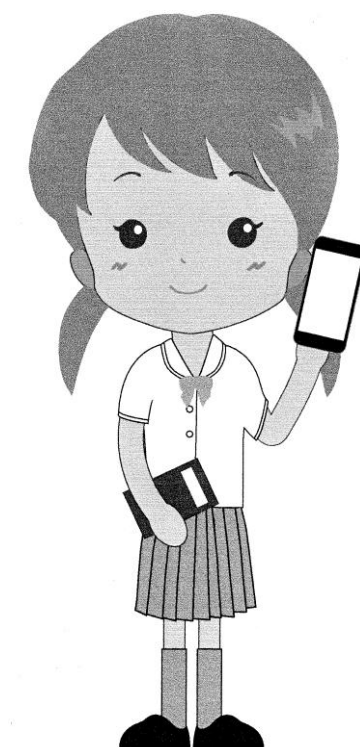
4 その他

- (1) 装飾品（指輪・ネックレス等）及び化粧(まつげ等も含む)は禁止する。ピアスを開けた場合は特別指導となる。
- (2) 体育館シューズ・上履きは、学校指定のものとする。
- (3) 傘は単色とし、装飾過多なものは禁止する。
- (4) ひざ掛けは、華美でないものを寒冷時のみ許可する。
- (5) 特別の理由で異装する場合は、異装許可願を提出し、必ず学校の許可を受ける。
- (6) 学校指定のものは、すべて購買部で扱うものとする。
- (7) 防犯ブザーを携行すること。

携帯電話について

野田女子高校では、携帯電話の校内持ち込みを原則禁止していますが、保護者申請書をもとに審議して許可する場合があります。無許可で持ち込んでいた場合は、以下のように指導しています。家庭で携帯電話を使用する場合はマナーをしっかりと守りましょう。

※ 生活指導・交通安全指導係（以降、生指係と記します）



1 携帯電話の持ち込みについて

- (1) 携帯電話の校内持ち込み、使用は原則禁止する。ただし、防犯目的等で希望する場合は、保護者申請書をもとに審議し、持ち込みを許可する場合もある。
- (2) 保護者申請書内容
 - ア 持ち込み理由（防犯目的等として認める）。
 - イ 学校使用規定の遵守。
 - ウ フィルタリングをしていること。
 - エ 盗難・紛失・破損についての学校に対する免責。
- (3) 許可された生徒の使用規定
 - ア 原則、校内外及び登下校中使用禁止。特に登下校の際はマナーを守ること。
 - イ 保護者との連絡及び防犯目的等については使用を認める。
 - ウ 校内での使用については、担当職員の許可のもとに、各職員室内で使用する。
 - エ 保管場所は、かばんまたは補助バッグの中とし、ロック機能を設定し、電源を切る。
- (4) 携帯電話の無許可持ち込みは、特別指導対象となる。

2 携帯電話の使用規定違反について

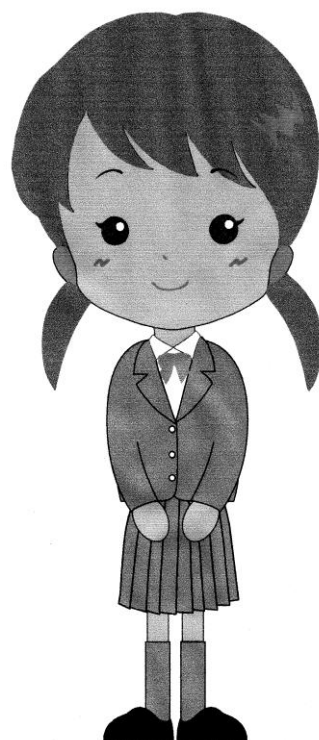
- (1) 指導回数については、年度ごとにカウントする。
- (2) 指導内容
 - ア 1回目…生活指導・交通安全指導係（以降、生指係）・担任による指導。保護者への連絡。反省文記入。
 - イ 2回目…保護者来校の上、生指係・担任指導。反省文記入。
 - ウ 3回目以上…特別指導（保護者来校含む）。
- (3) 使用規定違反の内容によっては、1回目から特別指導の対象となる場合もある。

3 休日、家庭での携帯電話の使用について

- (1) 公共の場で使用する際は、マナーを守り他人に迷惑を掛けないようにする。
- (2) 家庭内ルールを作る。
- (3) 携帯電話やスマートフォンの多用による、生活リズムの崩れや、勉学への支障が生じないようにする。
- (4) 安易にブログや X（旧ツイッター）、インスタグラム、ティックトック、フェイスブックなどに写真やコメントを掲載しない。
- (5) 誹謗中傷（他人の悪口や嘘など）を書き込まない。
- (6) インターネットを使用する際は、各自が情報を発信することに責任を持って使用する。
- (7) 有害サイトへ接続しない。有害サイトへの接続を制限するフィルタリングをすること。

アルバイトについて

野田女子高校では、長期休業中のアルバイトを許可しています。許可の条件や、手続き方法などは以下のように定めています。無許可でアルバイトをすることがないようにしましょう。



1 長期休業中のアルバイトの原則

- (1) アルバイトをする者に対しては、学業成績・性行等を考慮し、担任が指導した上で許可の手続きを取らせる。
- (2) 許可にあたっては、保護者が必ず担任に連絡し、手続きを取る。
- (3) 風俗営業、夜間営業、飲食店での接客業務（主として酒類を扱う店）、健康を害する職種及び自宅より通勤できない場合は許可しない。
- (4) アルバイト期間は、夏季休業中は4週間、冬季休業中は1週間、春季休業中は6日を原則とする。
- (5) 従業時間は8：00～18：00とする。
- (6) 賃金が鹿児島県の最低賃金を下回らないこと。

2 長期休業中アルバイト許可の条件

- (1) 基本的生活習慣が確立していること。
- (2) 校則をきちんと守っていること。
- (3) 直近の学期末の成績において面談対象ではないものとする。
- (4) 授業態度や課題の提出状況が良好であること。
- (5) 従業時間は8：00～18：00とする。
- (6) 風俗営業、夜間営業、飲食店での接客業務（主として酒類を扱う店）、健康を害する職種および自宅より通えない場合は、許可しない。
- (7) 賃金が鹿児島県の最低賃金を下回らないこと。
- (8) 3年生については以下のことも許可条件とする。
 - ア 進路希望先が明確であること。
 - イ 進路活動（面接練習、進路ノート、一般常識問題集等）を計画的に進めていること。
 - ウ 夏季休業中の学校行事（三者面談、就職模試、推薦委員会等）にすべて参加すること。

3 許可手続き

許可を受ける者は次の(1)から(4)の手順で、指定日までに手続きを済ませること。また、終了後は、生徒自身で(5)の手続きを済ませること。

- (1) 説明会に参加し、所定の許可用紙を受け取る（長期アルバイト許可願、面接時による労働確認書）。
- (2) アルバイト先・保護者・本人による必要事項の記入。
- (3) 担任に許可（押印）を受け、生指係アルバイト担当に提出。
- (4) 再度、生指係アルバイト担当より説明を受け、許可証を受け取る。
- (5) 長期休業中のアルバイト許可証を返却する。

4 特別アルバイトについて

特別アルバイトは、家庭の経済状況が厳しい生徒に対して、土・日・祝日（長期休業中）にアルバイトを特別に許可するものである。

5 特別アルバイト許可の条件

- (1) 基本的生活習慣が確立していること。
- (2) 校則をきちんと守っていること。
- (3) 新規で申請する場合は、直近の学期末の成績において面談対象でないものとする。許可者につい

ては、その後の学期末の成績において面談対象となった場合は、原則許可を取り消す。

- (4) 授業態度や課題の提出状況が良好であること。
- (5) 考査期間中の特別アルバイトは許可しない。
- (6) 1年生は、2学期以降に許可する。ただし、経済的に非常に厳しい場合は、別途審議する。
- (7) 従業時間は8：00～18：00とする。
- (8) 風俗営業、夜間営業、飲食店での接客業務（主として酒類を扱う店）、健康を害する職種および自宅より通えない場合は、許可しない。
- (9) 賃金が鹿児島県の最低賃金を下回らないこと。

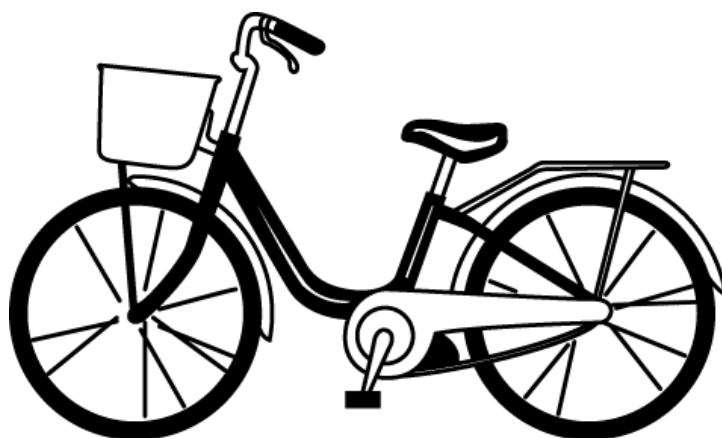
6 特別アルバイト許可手続き

許可を受けたい生徒は担任に伝える（担任は書類作成）。その後、職員会議で承認された者は、次の(1)から(4)の順で、指定日までに手続きを済ませること。

- (1) 所定の許可用紙を生指係アルバイト担当から受け取る（特別アルバイト許可願、面接時による労働確認書）。
- (2) アルバイト先・保護者・本人による必要事項の記入。
- (3) 担任・生指係アルバイト担当・生徒指導主任・事務長・教頭・校長の許可（押印）を受ける。
- (4) 再度、生指係アルバイト担当より説明を受け、許可証を受け取る。
- (5) 特別アルバイトを終了する場合は、許可証を返却する。

交通について

登下校は交通ルールを遵守し、周囲に迷惑をかけないように注意しましょう。登下校中は、被害者になるだけでなく加害者にもなる可能性があることを忘れないでください。自分の身は自分で守ることをくれぐれも頭に入れておきましょう。交通については以下のように指導を行っています。



1 徒歩通学について

- (1) 右側通行の遵守。
- (2) 信号を守る。
- (3) 車の直前直後の横断をしない。
- (4) 斜め横断をしない。

2 列車・バス通学について

- (1) 定期券の期限については常に確認し、不正使用をしないこと。
- (2) 車内でのルール・マナーを遵守すること。
- (3) 電車・バスが止まってから安全に乗り降りをする事。
- (4) 駅への走り込み、かけ込み乗車は絶対にしないこと。必ず5分前には改札を済ませてホームに出ること。
- (5) ホームでは黄色い線の内側に立って待つこと。
- (6) 電車・バスの待ち時間については、待合室等のマナーをしっかり守ること。

3 自転車通学について

- (1) 自転車通学の許可条件
 - ア 自宅から学校、並びに最寄りの駅・バス停までが1 Km 以上であること。
 - イ 極端なスタイルの車体でないこと（ドロップハンドル・アップハンドル等は許可しない）。電動アシスト自転車の使用も認める。
 - ウ 防犯登録をしていること（県警名と登録番号が印字されたステッカー）。
 - エ 自転車保険に加入していること。
 - オ 許可ステッカーが車両後部中央の見やすい位置に貼付されていること。
 - カ ヘルメットを事前に生指係交通担当へ提示し、確認を受けること。常に装着して運転すること。
 - キ 自転車通学許可願に必要事項を記入し、下記の手順で手続きをすること。（新入生は、「合格者のしおり」の手続きによる）
担任へ提出→ 生指係交通担当主催の集会に参加→ 自転車の確認及びステッカー貼付

- (2) 通学上の留意事項

- ア 常に車輛を整備し、交通法規・マナーを遵守すること。
- イ 必ず施錠（二重ロック）をすること。
- ウ 校内ではみだりに使用しない。
- エ 貸し借りをしない。
- オ 夜間の使用時には必ず点灯すること。

4 単車免許取得について

単車の免許取得は、排気量 50cc 以下の原動機付自転車とし、下記の条件に該当する生徒に許可する。

- (1) 通学に使用する生徒で、通学距離が自宅から学校並びに最寄りの駅・バス停まで 5 km 以上 15km 以内であること。ただし、長島地区の生徒で自宅から学校並びに折口駅までの距離が 15km 以上の者については、保護者・生徒と担任・生指係交通担当が面談の上、審議をして許可する。
- (2) 上記(1)に該当しない生徒で、地形等により通学のため免許取得が必要な者については、保護者・生徒と担任・生指係交通担当が面談の上、特別審議とする。

- (3) 通学に使用しない生徒で、家庭状況等により免許取得が必要な者については特別許可とする。特別許可については、原動機付自転車特別受験許可申請書を提出し、保護者・生徒と担任・生指係交通担当が面談の上、職員会議の承認を得て許可する。
- (4) 自動二輪免許の取得は許可しない。
- (5) 受験の流れについて
 - ア 学科試験は長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）に限り許可する。入学者選抜時の自宅学習期間については許可しない。
 - イ 技能講習については、長期休業中（特に夏休み）に受講することを認める。ただし、生指係交通担当が案内する集会に必ず参加し、受講許可手続きをすること。
- (6) 受験希望者は所定の用紙に保護者同意の上必要事項を記入し、長期休業前に示される「受験許可願い手続きの流れ」沿って下記の手順で手続きをすること。
担任印→ 生指係交通担当印→ 教頭印→ 校長印→ 生指係交通担当へ提出→ 許可証受領

5 免許取得後について

- (1) 免許を取得したら、生指係交通担当並びに担任に報告する。
- (2) 原則として、通学以外の目的で使用はしないこと。
- (3) 単車の貸し借りはしないこと。
- (4) 単車を運転する場合は、野田女子高等学校生としての自覚を持ち、事故・違反を起こさないように交通法規・マナーを遵守し慎重な運転を心がけること。
- (5) 事故・違反を起こした場合は、直ちに担任並びに生指係交通担当に報告すると共に、事故・違反報告書を提出すること。
- (6) 任意保険に加入することが望ましい。

6 単車通学について

- (1) 通学の許可条件
 - ア 車種は、原則としてスクータータイプとする。
 - イ ヘルメットはフルフェイス型とし、風防（シールド）は無色透明とする。
 - ウ 免許取得後2週間は練習期間とし、この期間に本人と保護者で通学路の確認と試行運転（2回以上）を実施すること。
 - エ 通学許可番号プレートを取り付けること。
 - オ カバン等を固定できる荷台がついていること。
 - カ 年度ごとに車体整備を専門業者に実施してもらい、「車体検査表」を提出すること。
 - キ 単車や通学路等の変更が生じた場合は、速やかに生指係交通担当に届け出ること。
 - ク 「4 単車免許取得についての（1）・（2）項」の条件が消滅した場合は、通学許可を取り消す。
この場合、免許証は保護者で預かることとする。
 - ケ 単車通学許可願に必要事項を記入し、下記の手順で手続きをすること。
担任印→ 生指係交通担当印→ 教頭印→ 校長印→ 生指係交通担当へ提出→ 許可証受領
- (2) 通学上の厳守・注意事項
 - ア 交通法規・マナーを遵守すること。
 - イ 常に車両の整備・点検をすること。
 - ウ 校内では最徐行すること。
 - エ 時間に余裕をもって登下校すること。特に登校時は10分前に学校・駅・バス停に到着すること。
 - オ カバンは荷台にしっかり固定（カバンの中は軽くする。入らない教科書等はリュックに入れて

背負うこと)し、補助バッグはメットインに入れること。絶対にハンドルに掛けたり、足下に置いたりしないこと。

カ 服装について

- ㊦ 原則として、身体を守るために長袖・長ズボン（厚手の生地が好ましい。ただし、トレーナー・フリース等は認めない）を着用すること。
- ㊧ 雨合羽や防寒着は華美でない明るい色（白色・黄色・赤色等）とする。なお、防寒着は防寒機能のある生地（フリース・トレーナー等は認めない）であること。
- ㊨ マフラーは車輪への巻き込み防止等のため、防寒着の中にきちんと入れ、なびかせないこと。
- ㊩ 長ズボンや防寒着の上にスカートを着用しないこと。（スカートが風で膨らむ状態を防ぎ、安全運転の障害となることを防止するため。）
- ㊪ 長袖（制服以外）・長ズボンや防寒着・マフラー・手袋等を着用して登校した場合は、単車置き場までとする。また、下校時は単車置き場で着用すること。

ク 学校周辺は交差点やカーブが多く道路が狭いので、一時停止を確実にを行い安全な速度で細心の注意をはらって運転すること。

ケ 単車置き場について

- ㊦ 学校までの生徒は、指定された単車置き場に整理をして駐車すること。
- ㊧ 駅・バス停までの生徒は、所定の単車置き場に整理をして駐車すること。

7 自動車学校への入校について

- (1) 本科生（生活文化科・食物科）の自動車学校入校は、3 学年 2 学期中間考査終了以降とする。通学については土曜日・日曜日・祝祭日のみとする。冬季休業中・自宅宅習期間中は月曜日から金曜日も認める。ただし、いずれの期間においても学校行事を優先とする。衛生看護科の自動車学校入校に関しては、別途指示する（実習等の関係によるもの）。

なお、入校日等詳細については、年度ごとに「自動車学校入校許可条件と入校後の条件」で示す。

- (2) 夜間（18 時以降）の教習は原則不可。
- (3) 合宿教習は教習所のない離島が帰省先の生徒のみ認める場合がある。
- (4) 2 学期期末考査・卒業考査 1 週間前から卒業考査終了までの期間については、自動車学校への通学を禁止とする。
- (5) 普通自動車のみを受講対象とする。（自動二輪は許可しない。）
- (6) 本校所定の自動車学校入校許可願手続きを（衛生看護科 3 年生で専攻科に進学する者は、3 月中も提出）完了すること。
- (7) 以下の者は入校を認めない。
 - ア 諸経費・学級費等の滞納がある者。
 - イ 2 学期中間考査で欠点科目のある者（当考査で実施されない教科・科目については 1 学期期末の成績を参考とする）。ただし、2 学期期末考査で欠点が解消された場合は、その時点で入校を認める。※欠点とは、単位修得が難しい成績であることを意味する。
 - ウ 進路が決定していない者は、原則として入校を認めない。
 - エ 服装・容儀等で問題のある者については、入校を認めないこともある。
- (8) 通学は制服とする。実技はジャージを着用、又は自動車学校の指示に従って受講すること。
- (9) 運転免許センターでの試験については、2 月 1 日以降とする。ただし、免許取得後も卒業式までは運転しない。
- (10) 自動車学校入校希望者は所定の用紙に保護者同意のうえ必要事項を記入し、年度ごとに示される「自動車学校入校許可願手続きの流れ」に沿って、下記の手順で手続きをすること。

担任印→ 生指係交通担当印→ 教頭印→ 校長印→ 生指係交通担当へ提出→ 許可証受領

8 保護者に送迎してもらう時の注意事項

保護者に送迎してもらう場合は、学校南側肥薩おれんじ鉄道沿い道路または校内弓道場横駐車場で乗降すること。また、進入禁止場所へは車の乗り入れをしないこと。

各種届・許可願について

- (1) 各種届・許可願は必要時応じて使用すること。なお、各種届・許可願は職員室前棚から各自取り出すか、担任または生指係各担当の職員から受け取ること。
- (2) 各種届・許可願は次のものがある。
 - ア 自転車通学許可願
 - イ 単車通学許可願
 - ウ 原動機付自転車免許受験許可願
 - エ 自動車学校(普通自動車)入校許可願
 - オ 長期休業中アルバイト許可願
 - カ 旅行許可(学割交付)願
 - キ 異装許可願
 - ク イベント参加届
 - ケ 携帯電話校内持ち込み・携行申請書
 - コ 特別アルバイト許可願
 - サ 部活動関連
 - ㊦ 入部届
 - ㊧ 退部届
 - ㊨ 兼部届
 - ㊩ 出場伺い
 - ㊪ 大会参加承諾書(保護者用)
 - ㊫ 校外活動届出書
 - ㊬ 合宿届
 - ㊭ 延長願
 - ㊮ (練習・公式)大会出場届(寮生)